

平成30年度 高知県医師会事業計画基本方針

昨年度提示した事業計画基本方針を踏襲・継続することとし、更なる、具体策に取り組まなければならない。

- 1) 介護療養病床廃止に伴う対応策についての県のアンケート調査によれば、国の提示する介護医療院への移行を決めている医療機関は数件に止まり、ほとんどの医療機関が様子見の状況である。制度変更に伴う「梯子外し」の苦い経験を繰り返してきたことを考慮すれば当然であり、医師会としても情報収集に努め、医療機関の適正な判断に基づく移行策に供して行くとともに、介護難民の現出を無くす必要があり、とりわけ、独居年金受給者が経済的に入所困難とならないよう行政との連携が求められる。
- 2) 新年度からの診療報酬改定においては、会員医療機関の適正な請求の確保に向け、指導・教示に努めなければならない。
- 3) 年度末を以て閉校する准看護学院の諸始末に向けた工程表とともに、後施設転用の具体策についての検討が求められる。
- 4) 新年度直ぐに開催予定の「日医男女共同参画フォーラム」を成功させなければならない。
- 5) 四師会合同で進める「かかりつけ連携手帳」の着実な普及に努めたい。
- 6) 前期諮問の「郡市医師会の法人格を廃止し、県医師会に一本化する一法人化は可能か」の答申においては、諮問の趣旨が郡市医師会に十分に理解されていないと判断されることから、より具体的提案に向けた検討を進めたい。
- 7) 同じく諮問の「県民や県行政に対し、県医師会として、さらに、何をなすべきか」への答申をもとに、組織としての対外施策について検討したい。
- 8) 勤務医会員の増員を図るためには勤務医部会の設立が急がれるところであるが、先ずは、研修医会員による研修医部会を立ち上げ、その活動を通して、将来的に、勤務医部会の母体とすることを検討したい。
- 9) 大規模災害発災直後の通信手段として、現時点での最適ツールと考えられるアマチュア無線の免許有資格者リストをもとに安否確認通報システムを構築し、訓練を計って欲しい。その上で、更に、会員の資格取得を進めて欲しい。
- 10) 医学生の卒業後の県内定着に望まれる医療提供環境整備の観点から大学附属病院と県立病院等との地域医療連携推進法人化の青写真を描くことを望む。

- 11) 健康保険法では、保険医の認定及び保険医療機関の指定は都道府県知事が行うとされているが、これを法改正により都道府県医師会長が行えるようになれば、医師＝医師会員も夢ではないと思われる。そのためには医師会のピアレビューは必須と考えられ、可能性は別として、ピアレビューの方向性は模索されるべきであろう。

以上、勘案すべき具体的事項を列挙し、事業計画基本方針とする。